

松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 3 日

要綱第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、古い家庭用電気機械器具を省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具（以下「省エネ家電」という。）へ買い換えることを普及促進し、省エネの機運醸成と、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とし、省エネ家電の購入に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「省エネ家電」とは、エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）及び電気冷蔵庫をいう。

(補助対象家電)

第 3 条 補助金の交付対象となる省エネ家電（以下「補助対象家電」という。）は、町内の事業所で購入した未使用品であり、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) エアコン

ア 既存のエアコンからの買換えであること。

イ 購入時点で資源エネルギー庁が定める最新の省エネ基準達成率が 100 パーセント以上であること。

(2) 電気冷蔵庫

ア 既存の電気冷蔵庫からの買換えであること。

イ 購入時点で資源エネルギー庁が定める最新の省エネ基準達成率が 100 パーセント以上であること。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人で、その住所地にある住宅で現に居住し、住宅に補助対象家電の設置を、補助対象家電の購入日が属する年度の2月末日までに完了させることができるもの
- (2) 同一世帯において、この要綱による補助金の交付を受けた、又は受ける予定の者がいないこと。
- (3) 町税等の滞納がない者
- (4) 松茂町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないもの又はこれらの者と密接な関係を有していないもの

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象家電の購入価格（工事に伴う費用、その他の経費、並びに消費税及び地方消費税を除いた額）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に30%を乗じた額とし、補助対象家電1台につき5万円を限度とする。
- 3 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 国、県、その他の団体の補助制度等と併用する場合は、補助対象経費から当該補助制度で受ける補助金の額を控除するものとする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条第1号に規定する補助対象家電の設置が完了した日（以下「設置完了日」という。）から30日以内又は設置完了日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付し、松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書（様式第1号。以下「交付申請書等」という。）を町長に提出しなければならない。

- (1) 町内の事業所が発行する補助対象経費が分かる領収証

- (2) 現金以外の支払方法で補助対象家電を購入した場合は、支払区分が一括払であることが分かる書類の写し
- (3) 補助対象家電の製造会社が発行した保証書の写し
- (4) 特定家庭用機器廃棄物管理票の写し
- (5) 補助対象家電の買換え後の設置状況が分かる写真
- (6) 賃貸住宅所有者がエアコンを設置した賃貸住宅に補助対象家電となるエアコンを設置する場合は、賃貸住宅所有者の同意書
- (7) 交付申請書等の提出日が属する年度の前年度（以下「申請の前年度」という。）の1月2日以降に松茂町に転入した場合、申請の前年度の1月1日に居住していた市区町村が発行した納税証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるときは、松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付申請却下決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(補助対象家電の処分の制限)

第8条 申請者は、補助対象家電を設置した日の属する年度から6年を経過するまでの間、補助対象家電を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、この要綱に定める補助金について、不正行為があったと認めるときは、松茂町省エネ家電普及促進事業補助金交付決定取消通知及び補助金返還命令書（様式第4号）により、交付した補助金の全部又は一部を取り

消し、取り消した補助金を申請者に返還させることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。